

案
業務用自動車の賃貸借契約書

那覇港管理組合管理者 玉城 康裕（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、下記条項により業務用
自動車（以下「車両」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の対象物件）

第1条 乙は、甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

車名・型式		
登録番号		
車体番号		
塗 色		
数 量	1 台	1 台
付 属 品	別紙仕様書①のとおり	別紙仕様書②のとおり

（賃貸借期間）

第2条 この契約による賃貸借期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約の目的）

第3条 甲は、車両を公務執行の用に供するものとする。

（車両の引渡）

第4条 車両の引渡しは那覇港管理組合にて行い、甲乙双方が立合い、装備、外観、その他すべての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認したとき、乙から甲に引き渡されたものとする。

2 引渡し後の車両の隠れた瑕疵については、乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

（賃貸借料）

第5条 車両の賃貸借料は、総額 円（月額 円）とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額は、総額 円、月額 円とする。）

令和3年度賃借料 円

令和4年度賃借料 円

令和5年度賃借料 円

令和6年度賃借料 円

令和7年度賃借料 円

2 前項の賃貸借料は毎月払いとし、甲は適法な請求書を受理した日から起算して、30

日以内に当該請求金額を乙に支払うものとする。

- 3 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第 6 条 契約保証金は、那覇港管理組合契約規則第 4 条の規定による。

（費用負担）

第 7 条 車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

（保守点検）

第 8 条 乙は、この契約の期間中車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- （1）道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
 - （2）車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
 - （3）車両の正常使用中に発見される故障の修理
 - （4）消耗、摩耗部品、油脂類の交換（タイヤ、バッテリーを含む）
- 2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急等によりこれにより難い場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

（代車の提供）

第 9 条 乙が、前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは乙は甲に対し代車を無償で貸し渡すものとする。

- 2 乙は契約開始日までに当該車両を納入できない場合、当該車両と同等な車両を代車として手配し、納入までの間、甲に提供するものとする。

（賃借権譲渡等の禁止）

第 10 条 甲は、車両について賃借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

（契約の解除）

第 11 条 この契約は、那覇港管理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 29 年那覇港管理組合条例第 2 号）第 2 条の長期継続契約であるため、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができる。

- 2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲、乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(裁判管轄)

第13条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市通堂町2番1号
氏名 那覇港管理組合管理者 玉城 康裕

乙 住所
氏名